

委員長 傍聴につきまして、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議にお一人傍聴したい旨の申し出がございました。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきまして、これを許可いたしますので、ご了承ください。

開会

委員長 それでは、ただいまから平成14年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

本来は第二木曜ということでございますけれども、この5月は東葛飾地方、あるいは関東甲信静、それから千葉県教育委員会連絡協議会がございまして、それと重なっておりますので、本日の水曜ということになりました。ご出席ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たりまして、本日の会議録の署名人を根守委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議案の提出

委員長 それでは、日程に従い議事を進めてまいります。本日ご提案申し上げます議題は、議案14件でございます。いろんな委員の委嘱等、また、規則の改正というものもございます。よろしくご協力をお願いいたします。

議案第36号

委員長 初めに、議案第36号「松戸市視聴覚ライブラリー委員会規則の廃止について」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

社会教育課長 議案第36号「松戸市視聴覚ライブラリー委員会規則の廃止について」。

松戸市視聴覚ライブラリー委員会規則（昭和37年松戸市教育委員会規則第4号）につきましてこれを廃止する提案でございます。

平成14年5月15日提出。

提案理由でございますが、松戸市視聴覚ライブラリー委員の任期満了に伴い、松戸市視聴覚ライブラリー委員会規則を廃止するものでございます。

次のページでございますが、廃止する規則を制定して廃止するという形になります。ごらんのとおり松戸市視聴覚ライブラリー委員会規則は、廃止するという規則でございます。

次のページに廃止の理由が8点ほどありますが、これまでの16ミリフィルムを中心にしたライブラリーからビデオテープによるライブラリーに変更していきたいということに伴う事務の簡素化を図るものでございます。

経過を申し上げますと、この規則が制定されたのが昭和37年でございまして、当時は視聴覚ライブラリー整備費という国庫補助金の制度がございました。これを受けるために委員会をつくって合議の結果選ぶという形をとれというような指示の中で制定された規則のようでございます。その後昭和59年に至りまして補助金の制度が廃止されました。しかし、この委員会の制度だけは残ってきた経過がございます。

当時の状況を申しますと、16ミリフィルムの映写技術講習一つにしましても、野外で角材を組んで白布を張って電信柱に登って電気を分けてくるというような、いわゆる村を挙げての行事として映画の上映をしているという、そんな背景の中で行われてきた規則でございます。

それで、近年に至りましていろんな理由があるんですが、16ミリが余り活用されない状況が出てきてまして、その中で全体的に16ミリではなくてビデオテープに変更していこうという流れになっております。

その理由ですけれども、16ミリフィルム自体相当大的な集団を対象にしてやるものですから、小人数でやりますと設定が非常に面倒ですし、音がうるさいとかいろんなことがあります。大人数になると威力を発揮するんですが、その大人数の集団というのがなかなかできなくなってしまうという経過がございます。

それから、フィルム自体まだ結構高価なために使う選択肢がふえてきません。37年から始めた累積がいまだ350本前後というふうな状態であります。そういう中でビデオテープの方に移管していくわけですけれども、単価が3分の1から4分の1ぐらいで購入できますので、たぶん選択肢としては飛躍的にふえてくると思います。

現状そのライブラリー委員会は、このフィルム選定委員会の作業をしておるわけですが、昨年の例でも2日で20本ぐらいぎりぎりやっと選定しているという状態です。今後ふえてまいりますとまずその作業が実質的に無理だということ、それからそう高価なものになれば機動的に買っていった方がいいのではないかという判断の中で、時代に合わせて委員会自体を廃止した方がよいのではないかという結論に至っております。

これまでの経過はそうなんですけれども、それではそういう形で選んでいたフィルムを今後どういうふうを選択するのかという問題が残ってまいります、これにつきましては今までの経過の中で大体フィルムの活用先が特定されておりますので、そちらとの意見交換の中で十分情報が収集できるだろうというふうに考えております。

それから、この後さらに事務分掌規則ですとか、少し整備しなければならない部分がございます。

それともう1点は、千葉県の視聴覚ライブラリー連絡協議会というのがあるんですけれども、これはライブラリー委員とは別に視聴覚教育について情報交換をする場ですので、これについては存続することを考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

先生方何かご質問ございますか。

飯沼委員 これは例えば廃止したにしても利用したい方に関する使用その他は今までどおりできるわけですか。

社会教育課長 16ミリ自体のストックはありますし、機械も10台ほどありますので、点検整備をしながら徐々に縮小、利用にあわせて縮小という形になると思います。ですから、今までどおり使えますが、フィルム自体の新規の補充はしないと、新規に補充する場合はビデオテープとそういう形にいたします。

委員長 さっき350本買ったというのがあって、それは利用に応じて貸し出しをすることですね。

社会教育課長 そうです。

委員長 それから、今の格段に安くなったということで、その切りかえは当然だろうと思うんですけれども、そういうビデオライブラリーの運営についてはどういうことになるんですか。

社会教育課長 委員会規則と別に事務取扱要領、明文化しておりませんが、今貸し

出ししている手順がございますので、同じような形で進むのではないかと思います。

委員長　ただやはりどういうビデオフィルムを買うかという方針みたいのがあるでしょう。それから、そういう需要に対する受け皿というか、ですから何らかのそういう選択作業が要りますので、そこら辺はどういうふうに調整するんですか。

社会教育課長　平成12年、13年の利用団体の経過を見ますと、多い順でいきますと幼稚園、保育所、それから子供会、PTA、家庭教育学級大体その辺に限られてまいりますので、その辺で情報交換をしていきたいと思います。

委員長　今後の予算というのは毎年ある一定のものがいつもあるわけですか。

社会教育課長　14年度でいきますと140万ありまして、その中の機械、ビデオプロジェクターというものです、それを1台入れ残った範囲で選択していきたいと思っております。ただものによって単価が全然違いますので、何本になるかというのはちょっとまだわかりません。

委員長　余り仕事を煩多にはしてはいけないけれども、やはり既に行ったもののリストぐらいはあるわけでしょう。そういったものは利用する人たちに多少情報を流す必要があるでしょう。

社会教育課長　現在、フィルムについては、関係者にパンフレットにして配布してあります。ビデオも寄贈品ですとか、既に300本を超えているんですが、寄贈品のためにまだ完全に整理できておりませんので、これは整理次第また配布していきたいと思います。

委員長　どうぞ、そういう利用者の便宜を図ってやってください。

それともう一つは、千葉県視聴覚ライブラリー連絡協議会に入るというのはこれはどういの。教育委員会として入るという形をとるの。

社会教育課長　以前から加盟しておりまして、引き続き教育委員会として社会教育課が事務局になりますが、継続していく予定です。

委員長　先生ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長　それでは36号につきまして採決させていただきます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　それでは原案どおり36号を決定いたしました。

議案第37号

委員長 それでは、議案第37号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

どうぞ説明ください。

社会教育課長 議案第37号「松戸市社会教育委員の委嘱について」。

社会教育法第15条の規定に基づき、別紙のとおり社会教育委員に委嘱する。

平成14年5月15日提出。

提案理由でございますが、松戸市社会教育委員の任期が平成14年5月31日をもって満了するので、後任者に委嘱するためでございます。

次のページでございますが、番号でいいますと1番と5番、6番、7番が新任の方です。

1番につきましては、学校教育関係者ということで、校長会からの推薦の先生です。

それから、5番でございますが、中村真さん、この方は社会教育関係者に入っておりますが、3月に募集して活動を開始しました齋藤邸の竹紙づくりのボランティアとして今働いていただいておりますが、実は漆、漆器作家で、東京芸大の非常勤講師をされております。経歴を見ますと平成14年の朝日現代クラフト展においてグランプリを受賞されました。大変お若い方で齋藤邸を中心に新しい文化の創造というのが我々の課題なんです、そこに多分いろいろな力を発揮していただけるのではないかと期待をしております。

それから、6番、7番につきましては、平成13年の7月に社会教育法が改正されまして、第5条のところ新たに「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関する事」ということが明文化されまして、従来なかったわけでございますけれども、そこに家庭教育の関係者ということで2名を張りつけさせていただきました。

お1人ずつ紹介いたしますと、中村芳子さんにつきましては、3月まで柏の県民プラザに置かれております千葉県すこやか家庭教育電話相談員というのを務めておられまして、4月以降は現在の電話相談員のサポーターという役だそうですが、それを務めていただいております。それから、百田清美さんとお呼びしますが、この方につきましては会社員であります。学童保育だとか子供会の役員を務めながら、途中でその勤務を中断して大学院で学んで、修了後また勤務されていらっしゃるという経歴の方で、キーワードとしましては、働きながら子供を育てる、学ぶ、地域活動を実践する、そういう生活力の持ち主です。お若い方なん

ですが、今後家庭教育ですとか、あるいは児童生徒の学校外活動についてお力をかしていただけるのではないかというふうに期待しております。

以上です。

委員長 10人のうち4人の方ですね、今新任ですと。

お聞きのとおりでございますが、何か先生方ご質問ございますか。

どうぞ。

教育長 ただいま口頭での選考経過をお聞きしましたけれども、一般的選考基準と当該委員の選考理由、期待される成果等々の資料は完備されていますか。

社会教育課長 社会教育委員につきましては、この後申し上げます文化財審議会がありますが、そちらの方も明確な基準が今のところ制定されておりません。今、申し上げたようなことを選考経過として記録したいと思っております。

飯沼委員 今まで社会教育委員をされ、今度おやめになって表彰される方が何名かいますけれども、新しく家庭教育関係者というところがふえたようですけれども、以前はPTAの連絡協議会の会長、あるいは副会長が出るということで、学校と地域との関係、保護者との関係とか、非常に大事な部分ですが、ここではOBが出ていますが、その辺の対応、現役との対応はどうするかということがちょっと気になるのが一つ。

それからもう一つ、山田先生は今度おやめになるようですが、地域の町会長もなさっていて、地域の民生委員だとか、具体的な地域の代表者の役割を果たしている部分もあったと思うんですが、そういう方がこの中にいらっしゃるのかどうなのか。この委員の中に見受けたところないような気がするんですけども、その辺の対応についてお伺いしたいです。

社会教育課長 今、ご質問のありました関係ですが、社会教育委員と公民館運営審議会委員と両方を兼ねて19名であったわけですが、平成10年に2つに分けました。そのときに従来の充て職、団体代表としての充て職ということをやめております。PTAのご意見を吸収するためということではなくて、こういうテーマについてその方の発言をいただきたいというようなことになってきていますので、従来のような例えば商工会議所の代表であるとか、そういう形の選考は今現在しておりません。

それから、もう1点、地域代表ということでありますけれども、そこで議論するためにどういう形で実現していくのかという経過の中での問題にもなりますけれども、社会教育委員については全市的なものという形になって、公民館の方と切りわけた段階で、やはりそれも地域代表という外観上わかるような職制についてはそういう方向ではやっていない、全体的

にテーマについての発言をいただく形でございます。

委員長　そうですね。今、飯沼先生のご質問に多少関連しますけれども、社会教育関係者というところ、今そこに4人ですよ。ちょっと古い観念で言いますけれども、学校教育と社会教育というものが言わば二分野みたいに言われていたでしょう。今は生涯学習ということでもちろん一貫したもののだけれども、そうするとこれかなり社会教育委員というのは機能として重いものがあるかと思うんです。そうするとどういう分野の人をどう選ぶかというような、やはり今、課長おっしゃったようにいろんな課題についてはそれにかなり深くかわりを持っていて、ただある機関の代表者、そういう組織の代表者ではなくて、個人としてその個々の問題について深い方を基準と、その考え方はいいと思うんです。と同時にやはりその社会教育関係者という部分については、どういう部分をカバーするかという、そういうゼネラルな基準というのが必要だと思います。ですから、そこら辺たてておく必要があるのではないかと。

ただ、こういう人数に限りがあって、学識経験者はこういう分野、これ何か非常に適切だなという気がしますけれども、これは条例か何かで人数を決めているわけですか、10人とか。ここの分野は大事なので、もしそれでおさまりきらないような場合は、少し委員をふやすとかということも考えてもいいかもしれないような気がしますけれども、これからの課題でそこら辺よくお考えいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

教育長　参考までにお聞きしたいんですが、山田先生はご退任の理由わかりますか。

社会教育課長　任期満了ということでございますけれども、10名という枠の中で3期6年以上ということを一目安にいたしまして、新しい力の導入を図ったということでございます。

教育長　委員の規則は市の規則はどうなっていましたか。

社会教育課長　市の規則では12年ということでございます。

教育長　わかりました。

それから、本議案とは趣旨とは少し離れておるんですが、公民館運営審議会を何年か前に新たにつくってやったわけでしょうけれども、その必置基準いわゆる規制改革、分権化、地方分権の流れの中で、公運審は必置規制を廃止されたと思うんですけれども、今後松戸市としてこの公運審を存続させていくのかどうするのか、その辺は検討しておりますか。先ほど委員長がおっしゃったような社会教育委員のジャンルを広げるというような趣旨からもいく

と再統合ということも考えられないでもない、今両方残したままさらにどっちかを拡大していくというのは難しい財政状況、行財政の環境はあるだろうと思います。検討したことがあればお話しください。

社会教育課長 現状ではまだその廃止、あるいは統合ということについて検討はいたしておりません。

委員長 分離した公民館運営審議会は専ら公民館の利用に関することだけやっているわけですか。

公民館長 公民館長の諮問機関でございまして、公民館の事業内容というか、事業の中身についてのご審議をいただいております。

委員長 そこでどのような事業をするかというようなことも含めて、箱の利用ということだけではなくて、中身でやっているそうです。

教育長 時代環境として検討しておるべきであるというふうに思っています。

飯沼委員 それでいいですか。

生涯学習と社会教育、あるいは公民館のそういう委員会がありますけれども、非常に大事な分野ですよ。それを私の方どちらかということに人数に余りこだわらないで、少し地域の教育力という意味でも、社会教育の面から生涯学習に進んでいく、あるいは公民館も含めて、あるいは児童館とかいろいろあるでしょうけれども、その辺のまとまりというか、横の連絡をしながら一体化してある程度生涯学習という方向を考える必要があるのではないかと思うんです。その辺のご検討をいただきたいと思うんですが。

委員長 今、教育長が言われたのと飯沼委員がおっしゃったことかなり内容として重なる部分があるんだけど、確かに一緒だった委員会を2つに分けましたよね。今、10対10になっているんだけど、ですからその再統合というのが、やはりこういう社会教育活動というものはそういう公民館というのは地域にあるもので、地域のコミュニティの中心でしょう。やはりそういうものを一つの縦軸というのか、横軸というのか、そういうものとして、そしてこういう社会教育のこれがあると、ですから縦横が重なるようなそういう組織にある程度考えた方がいいのかもしれないですね。今、お2人のおっしゃるのを聞いていて、確かに今機械的に分けちゃったけれども、何かその接点をもう少し考えた方がいいのではないかという気がちょっとしました。

どうぞそれをひとつ検討課題にしてください。

それでは、37号を採択させていただきます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは37号を原案どおり決定させていただきます。

議案第38号

委員長 それでは、38号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

これをご説明ください。

社会教育課長 議案第38号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」。

松戸市文化財の保護に関する条例(昭和51年松戸市条例第19号)第25条の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会委員に委嘱する。

平成14年5月15日提出。

提案理由でございますが、松戸市文化財審議会委員の任期が平成14年5月31日をもって満了するので、後任者を委嘱するためでございます。

文化財審議会委員につきましては、次のページでございますが、前回の教育委員会会議で辞意がはっきりしておられたお2人について表彰の関係で議決をいただきましたが、その後任ということになります。

7番目ですが、郷土史の分野で福岡先生が今までやってきていただいていたけれども、任期満了に伴いまして後任に新松戸郷土資料館の大井弘好館長をお願いするものでございます。

それから、8番目ですが、これは建築史の分野でございますが、委員長の坂本先生が担当してくださった部分でございますけれども、後任として渋谷文雄さんをお願いするものでございます。渋谷さんにつきましては、下矢切で一級建築事務所を開業されておられますけれども、日本建築士学会の会員でありまして、松戸市が平成元年から7年にかけて行いました民家調査の調査団長をお願いしておりました。それから、平成8年から現在に至りましては、博物館の研究員をお願いしておりますので、適任ではなかろうかという判断をしております。

以上です。

委員長 何かご質問ございますか。

前の福岡先生も郷土史関係、大井さんという方はどういう経歴の方ですか。

社会教育課長 新松戸郷土資料館、区画整理の成果といたしまして、そこでできました

財団法人の新松戸郷土資料館の館長でございます。

委員長 何かございますか。

これは専門の分野というのが一応こういう形でずっときているわけですね。ここに該当する方が入っていると。

それでは、38号を採決させていただきます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がございませんので、原案どおり決定させていただきます。

議案第39号

委員長 それでは、39号「松戸市教育功労者の表彰について」をご説明ください。

社会教育課長 議案第39号「松戸市教育功労者の表彰について」。

社会教育委員として長年社会教育の振興に寄与された委員が任期満了に伴い退任される運びとなりました。

よって、委員の多大な功績と労苦に感謝の意を表するため、松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、感謝状を贈呈するものでございます。

提案理由でございますが、社会教育委員としての多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

お名前でございますが、先ほど社会教育委員の委嘱のところで申し上げましたように、山田先生、蓮田先生、川並先生の退任に伴う表彰でございます。調書は記載のとおりでございます。

委員長 何かご質問ございますか。

これも一応あれですか、6年間とか何かそういう規定があるんですか。

社会教育課長 6年以上ということになります。

委員長 山田先生10年、蓮田先生、川並先生6年と、長い間ご尽力いただきましたので、大変感謝を申し上げたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、39号を採決させていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、原案どおり決定させていただきます。

議案第40号

委員長 それでは、議案の40号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

公民館長 議案第40号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、公民館運営審議会委員の任期が平成14年5月31日で満了となるため、松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づきまして、平成14年6月1日から平成16年5月31日まで別紙、次ページでございますが、記載のとおり再任5名、新任5名、計10名に委嘱をいたすものでございます。

各委員の役職等につきましては、記載のとおりでございます。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

ご説明のとおりですが、その表をごらんいただきたいと思います。

別紙という形でついておりますが、新任の方が5名ですね。それから、再任の方が5名。何かご質問ございますか。

これは一応社会教育関係者のところの分野ですよ。そこは大体どんな点考えていらっしゃるわけですか。

公民館長 公民館講座を受講した方とか、さらには講演をいただいている方とか、さらには家庭教育学級の経験者といった方々をお願いしてございまして、実際に社会教育関係に携わった経験者の方をお願いしてございまして、公民館の各種講座、事業につきまして経験からそれぞれご意見をいただきまして、現在の課題について今後とも取り組んでいきたいとそんなふうに考えております。

委員長 公民館の数というのは幾つあるんですか。

公民館長 松戸の場合は公民館は1館でございます。ただし、市民センター17館、さらには市民劇場、市民会館、建設省の関係の施設等で出前講座をしてございます。実質的には公民館職員7名、青少年会館職員5名が、各地域にそれぞれ出向いていきまして、地域の人た

ちが利用しやすいような場所で年間約150講座を開催してございます。

委員長　　そういう点から見ますと非常にいろいろ市民の方々への講座等々活発というか、各種多様にやっていたらっしゃる。

さっきの社会教育委員会との関係というのもありますから、そこら辺と今後のあり方でしたか、そういう運営の仕方等々今後どのような関係でやっていくのか、社会教育課とよくひとつ考えていただきたいと思います。

どうぞ。

飯沼委員　　学校教育関係者というところ、小学校の先生なんですが、社会教育の方も小学校なんですけれども、中学校の先生は必要ないというわけではないんでしょうが、どうでしょうか。

公民館長　　これは校長会からご推薦がありましてお願いしてございます。たまたま今回の根木内小学校の校長先生でございますが、学校教職以外にも流山青年の家の所長、手賀の丘少年自然の家の所長等を歴任しておられまして、社会教育にもかなりご理解の深い方であるということで、公民館としては、今後ご指導いただけるのではなかろうかとそんなふうに思っております。

教育長　　社会教育主事なんです。資格をもっている、麦島校長は。そういうことで校長会から推薦されたということです。

ちょうど根木内小にはもう七、八年前にタウンスクール、空き教室丸々1棟をタウンスクール、公民館形式の施設としてオープンしています。そこで今、麦島校長は社会教育に造詣が深いと、少しあそこの活性化について手伝ってくれということをお願いしたので、ちょうどこの公運審の委員になればなおさらやりやすかろうということで、ぜひともてこ入れしてやってくれと。

委員長　　わかりました。

いろいろよくお考えになって選んでいるということはよくわかりました。

それではよろしゅうございますか。

それでは40号を採決いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　　それでは、原案どおり決定させていただきます。

議案第41号

委員長 それでは、議案の41号「松戸市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明ください。

博物館次長 議案第41号「松戸市立博物館協議会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

松戸市立博物館協議会委員の学校教育関係者のうち、松戸市小中学校校長会代表でございますが、平成14年度の小中学校校長会の役員交代に伴いまして、古ヶ崎中学校校長の谷山開道先生から柿ノ木台小学校校長の富岡隆先生に変更されるものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間の平成15年9月30日まででございます。よろしく願いいたします。

委員長 お聞きのとおりでございます。

これは1号委員のそこだけですね。お1人だけね。

博物館次長 そうです。1名だけです。

委員長 これもあれですか、やはり校長会からの推薦を……。

博物館次長 校長会の推薦で……。

委員長 推薦をいただいたと。

そこに表がございますので。

教育長 古ヶ崎中の谷山先生1年で交代されたわけですか。2年位はやっていただきたいと思うんです。

委員長 そうですね。1年というのはね。

分野もいろいろよく検討されたと思いますので、何か質問ございますか。

分野等もよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、41号を採決をいたします。

ご異議なくてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案の第41号を原案どおり決定いたします。

議案第42号

委員長 次に、議案第42号「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 議案第42号「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」。

市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく国庫補助限度額の改定に伴い、市立小学校附属幼稚園に在園する園児の保護者のうち、生活保護等を受けている者の支払う入園料及び保育料について、第2子以降も減免額の限度を引き上げるため。

次ページにこの2人目、3人目のお子さんについての金額が3万1,000円から3万6,000円、4万1,000円から5万2,000円とそのように書かれてありますが、3ページ目ですが、新旧対照表を載せてございます。1人のお子さんにつきましては2万円が変わりません。2人目のお子さんにつきましては3万6,000円、3万1,000円だったものが3万6,000円に変わるようになります。それから、3人目のお子さんにつきましては、4万1,000円から5万2,000円に変わる、そういうふうになってございます。ただ、市立幼稚園の場合は1年保育でございますので、お子さんが2人、3人というケースの場合につきましては、双子のご家庭、三つ子の家庭という形になるかなと思います。本年度につきましては、園児30人就園しておりますが、そういうケースについてはございません。昨年双子のお子さんがここに該当したというケースはございます。

以上でございます。よろしくご審議いただければと思います。

委員長 何かご質問ございますか。

どうぞ。

檜山委員 減免額が引き上がった理由をもう一遍聞かせていただきたい。

学務課長 国の基準が上がったんですが、その背景につきましては、幼児教育を充実させようということではないかなというふう推察するところです。

教育長 民間の保育料が上がっている傾向に対応する措置ですかね。

学務課長 そこまではちょっとわからないんですが。

委員長　これは月ですか、年ですか。

学務課長　年間でございます。

教育長　国が毎年、あるいは何年かごとに基準を引き上げてきて、そのうち減免額の方が現行のより高くなってしまいます。そんなことはあり得ないですか。

学務課長　市立幼稚園が年間7万2,000円ですので、丸々いただいても私立を追い越すことはまずはありませんかと思っております。

委員長　今は市立中部幼稚園ですよ。年間で7万2,000円。国のが変わったのでそれに伴って直したというわけですよ。

本部長　例えば今、年間7万2,000円本来なら負担するわけですね、一般の方ですと。それが昨年までは3万幾ら減免する。要するにそこから支払わないでいいよという額がここに書いてありますように3万1,000円から3万6,000円になったということです。ですから負担が軽くなったということです。

委員長　そうですね。減らす部分をふやしたと。

本部長　国の方というか公の方で負担する方の額が上がったということです。

委員長　わかりました。

それでは、42号ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　それでは原案どおり決定させていただきます。

議案第43号

委員長　それでは、議案の43号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

市立高校担当室長　議案第43号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案の理由であります、大学院修学休業事務取扱要項等の制定に伴いまして、所要の改正を図るものであります。

まず3ページの新旧対照表をごらんください。第一に、高等学校の管理規則中、志願手続について定めております第32条中、入学学力検査料とありますが、市立高校の入学選抜にか

かわる検査につきましては、学力検査のみではなく、現在推薦選抜によりまして面接及び作文による検査を実施しております。したがって、この学力を削除いたしまして入学検査料と改めるものです。

それから、第60条ですが、出勤簿への記載について定めておりますが、60条第2項に大学院修学休業を追加するものであります。

3番目に教員の勤務場所を離れて行う研修の承認について定めております。第62条第2項につきまして、従来8日以上にわたるものにあつては、あらかじめ教育委員会と協議しなければならないとありますが、この部分を削除いたしまして、すべて本庁承認に改めるものであります。その理由につきましては、議案第44号でご提案いたしますが、この点を訂正いたしまして、研修の計画、目的、効果等につきまして詳細な申請及び報告を義務づけたこと、次に校長は研修について目的、態様、成果等を把握し、必要な措置を講ずることとなっております。さらに研修報告書を公表し、教育関係者らの求めに応じて研修の成果の活用に関して協力に応じることとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

委員長 お聞きのとおりでございます。

何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 今の説明でよくわかりましたので、教育長どうぞ。

教育長 些末なことなんです、これ改正前がいいのか、ちょっと随分誤植が多いから...

....

委員長 あらかじめ会と教育委員会というやつね。

教育長 全然意味が通じないんですが。

市立高校担当室長 申しわけありません。改正前の項目が誤りでございます。下から2行目ですが、「会と」を削除ということでございます。

教育長 これ週5日制の対応だよな。

市立高校担当室長 週5日制とは直接には関係ありません。

教育長 厳密に休暇研修は運用しているのか。

市立高校担当室長 次の44号で提案をさせていただきます。

委員長 議案の43号よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長　それではご異議がないものと認めまして、議案の43号につきましては、原案のとおり決定いたします。

議案第44号

委員長　それでは、次に議案の44号「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

市立高校担当室長　議案第44号「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、完全学校週5日制の実施及び大学院修学休業事務取扱要項の制定に伴い、標記規程について所要の改正を行うものであります。

改正の要点といたしましては、2点あります。まず第一に、服務規程第9条の勤務場所を離れて行う研修についての規程を整備することでありまして、

それから、第2点といたしまして、第10条の3としまして、大学院修学休業の規程を新たに定めるものであります。

まず、第9条につきましてご説明いたします。

現行の規程につきましては10ページ、新旧対照表の右側の欄、改正前の欄をごらんいただきたいと思っております。現在の規程は、教員は、教育委員会又は校長の命ずるものを除き、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、研修承認簿（第5号様式）に所要事項を記載して、教育長又は校長の承認を受けなければならないとあるだけです。

それから、現行の承認簿につきましては、11ページをごらんください。右側にあります研修承認簿ですが、これがあるのみです。

これにつきまして10ページ左の改正後の欄をごらんください。まず第9条第1項といたしまして、研修承認についての規程を行うものであります。課業期間中、授業を行う期間中に研修を行う場合は3日前までに、長期休業中に行う場合は休業が始まる7日前までに研修承認願を校長に提出し、承認を得ることとする、長期休業中の研修につきましては、研修計画書をあわせて提出することを義務づけるものであります。

第2項といたしまして、研修報告についての規程があります。研修修了後一定期間内に研修報告書を提出することを義務づけるものであります。

第3項といたしまして、いったん承認しました研修にかかわる職務専念義務の免除について取り消しを行うことができることについて規定するものであります。

第4項といたしまして、研修承認簿の整理についての規定であります。校長が承認した研修につきましては、研修承認整理簿に記載し、整理していくことを校長に義務づけるものであります。

第5項といたしまして、研修の成果の活用についての規定であります。研修報告書の記載内容については、これは公にし、教育関係者からの求めに応じて研修の成果の活用に関して協力を求められたときは、これに応じるように努めることとするものであります。

第9条につきましては、以上のように改正するものであります。

次に、新たに設けました大学院修学休業にかかわる規定であります。これは第10条の3、教員は、大学院修学休業の許可を受けるときは、大学院修学休業許可申請書に免許状の写し及び専修免許状の取得に必要な単位が取得できることを証する書類を添付して校長を経由して教育委員会に提出しなければならないことについて規定するものであります。

それから、3ページ以降にそれぞれ様式の提案が示されております。

第5号様式(その1)、3ページであります。研修承認願、これは課業期間中における研修の承認願です。

4ページ、研修承認願、これは長期休業中における研修の承認願です。

5ページ、研修計画書、これは長期休業中に行う研修の承認願に添付するものであります。

6ページ、研修報告書、これは課業期間中における研修の報告に使用するものであります。

7ページ、研修報告書、長期休業中における研修の報告に使用するものであります。

8ページ、研修承認整理簿、承認をした研修について所要事項を記載するものであります。

最後9ページ、9号様式の2、大学院修学休業許可申請書であります。

以上です。よろしくお願いたします。

委員長　かなり細かい規定でございますが、何かご質問ございますか。

この課業期間というのはわかりますが、長期休業期間というのはどういうことですか。冬休みとか夏休みとかということ、春休みとかね。

いろいろな規則というのが非常に簡略だったわけですね。それをかなり細かく研修計画書、それから報告書等々これをきちっと決めたと、今まではそういう計画書も報告書も出さなくてよかったと。

市立高校担当室長　従来は研修承認簿によりまして研修の承認を受けておりました。

委員長　それによかったと。これは前の管理規則との関連がちょっとあるわけですね。それで校長さんに裁量を任せたと、一々教育委員会にお伺いを立てなくてもいいというふうにしたと、そのかわり実施するに当たっては計画書、報告書等を出してきちっとその実施についての責任を課したと、そんなふうに解すればいいんですか。

教育長　改正前は教育長又は校長にというすごいアンバランスな文書が書いてありますね。でも実質は校長がやっていたでしょう、従前。

市立高校担当室長　8日以上にわたる長期の研修につきましては、教育委員会に提出をしていたということでございます。

委員長　この又はというのは滑稽というか、なんか非常にずさんな規則だね。

教育長　かなりずさんな服務規程だったんですね、前は。

長期休業期間の職場を離れての研修というのはどういう場面が想定されるんですか。

市立高校担当室長　これは教育公務員特例法の第20条の第2項の規定によります職場、勤務場所を離れて行う研修がありますので、いわゆる自主研修といいますが、自宅研修とかそういう研修であります。

檜山委員　県立高校との比較だとか、ひな形なんか参考になったんですか。

市立高校担当室長　県立高校に準拠しております。

飯沼委員　9条の研修報告なんですけれども、「公にするものとし、研修を行った教員は」

云々のところで、求められたときはこれに応ずるよう努めるものとするところなんですけれども、求められない場合は報告する必要はないという理解でいいんですか。

市立高校担当室長　報告は校長に研修修了後必ず報告書を出して報告いたしますが、その……。

飯沼委員　それ以外の一般の人とかという意味ですか。

市立高校担当室長　教育関係者等一般の方から公に協力を求められたときはこれに応ずるようにしたいと。

飯沼委員　公と書いてありますからね。わかりました。

教育長　新学習指導要領と学校完全5日制で5日制の方は先生もやっと世間並みになったという評価がある一方、それならばもっとしっかりやってくれという厳しい面もありますし、この運用については適正に処理していただきたい。

自宅研修だけではなくたってあるんだよね。夏期休暇中に民間の講座を受けに行ったり。

市立高校担当室長　　そういった研修も入ります。

教育長　　これだけ綿密な計画書と報告書を書かなければならないなら、自己規制と自助努力がしっかりした人でないと大変だ。

本部長　　基本的には、話題になっておりますように、長期休業中におきまして自宅研修というのが間休ではないかと言われておる実態もあるわけです。それを厳密に運用して研修に努めていくということです。例えば端的な例で東京都の場合では週に1日自宅研修日というのがあって、実際に学校に出てきたのは5日間だけというような実態があるように新聞紙上では言われた時代があります。

飯沼委員　　学校完全週5日制になって、高等学校に限らず小学校、中学校、幼稚園も含めてその夏休み中、春休み中の休暇はどういうふうに扱うかと、新しい話題が今、出つつありますよね。どのように過ごすことが、例えば部活やる場合もあるだろうし、中学校も小学校も、そうすると休みといえども休みでないというふうな理解の仕方もありますし、その辺が新たな課題にもなりつつあると思うんですね。

本部長　　基本的には休みではございません。今の場合も自宅研修は自宅研修、ただ、週6日間勤務する日がございましたので、本来40時間勤務のところの振りかえ等で長期休業中に振りかえをとっていたんですよね、今までも。ですから、そういう夏休み中の振りかえ休日というのがあったわけなんです。それがなくなりましたので、厳密に自宅にいるときは自宅研修というスタイル以外にはなくなったわけですね。そういうふうにご理解いただいた方がいいと思います。

教育長　　有給休暇は別途あるのね。何日くらいあるの。

市立高校担当室長　　夏期休暇は6日あります。

学校教育担当部長　　今、話題になっていますが、完全週5日制になるまでは土曜日は2回出ていましたので、その土曜日の2回分を大体夏休みに14日間その分をまとめ取りしていたわけです。これはですから勤務日ではなくてとってもいいですよという形だったんですが、今度から土曜日全部が休みになりますので、その14日分はまずなくなります。今回夏休みは全部勤務日になりますので、それをどういうふうな形で勤務をするかということで、今まで自宅研修というのをやっていたときにこの右側の項目だけしかなかったものですから、もっと厳密に、自宅研修やるんだったら計画を出して、承認を受けてそれをやった報告書をちゃんとして出してくださいよというふうな形に今回改める。教員は研修に努めなければならないという法的な部分もあるものですから、そこら辺のところを明確にしていこうという形に

なります。ですから、当然ながら研修承認願を出して、その日には自宅であろうとどこであろうとその場所が決めますので、そこで研修したことの報告を必ず出してくださいという形に今後やっていくということになります。

これは県の方からも、文部省からもそういう夏休みの過ごし方についての通知が来ておりますので、それに準拠した形で小学校も中学校も高校の方もこの夏休みからはなっていくと思います。

今までは先ほどありましたように願いを出すだけという経過しかないものですから、報告まで求めている部分がありまして、そこら辺でいろいろトラブルが起きていた部分もございました。ですから、今回明確にするような形になっていくと勤務したことについての報告書は必ず出ているということになりますので、より明確なその夏休みでの過ごし方が出てくるのではないかというふうに思います。

委員長 要するに非常に単純に何うと、夏休みがあるでしょう。そうすると仮に中学の先生、その間に部活の指導もあったり、それから研修なんかに義務的な何か勉強に行ったりする、そういう部分を引いた残りの日、それを研修をしていますという形にするわけですか。

学校教育担当部長 研修というか、基本的には勤務日でございますので、学校へ来て何かを仕事をする、本来はそういう姿でございます。たまたま例えば家の方でやった方が非常に効果が上がるとか、図書館に行って資料を調べてとかいろんなことがございますので、そういう場合には届け出をしてそういうふうな形で研修をしてもらう、それからいろんな団体の研修があるかと思うんですが、それに参加させるかどうかというのは、校長が学校経営上これが必要だということであればそれを承認するわけでございます。すべてが研修という形でいけるかどうかということは、校長先生の裁量の中に入ります、ですから、今までどちらかという報告が余りなかった部分をちゃんとした報告にしましょうと、学校へ来て仕事をしている分には普通の勤務日、それができない状況で研修をこういうふうにしたいといったときにはちゃんとした計画を立てて報告を出してくださいというような形になります。

委員長 わかりました。

休みといえどもそれは本来は勤務日だと。

学校教育担当部長 全部勤務日でございますので。

委員長 それでこういう形できちっと……。

学校教育担当部長 ですから誤解を招かないようにということが一つあるかと思えます。

要するに先ほど議論になっていますように、先生方毎週土日全部休みます、もうこの4月か

ら。全部土日休みですから、役所の人たちと一緒にになります。週40時間ということで、それが今度は夏休みというと、子供は学校は休みなんですけれども、先生方は役所の人たちと同じ公務員でございますので、本来は月曜日から金曜日まで必ず勤務しなければいけないわけなんです、そういう中で例えば研修をするといったときにそういうふうな形で許可をもらって研修したときには報告書を出してもらって、そのほかの部分についてはちゃんと学校で勤務しなければならない、してくださいという形になります。

教育長 職員室の冷房化急がなくていけないですね。

学校教育担当部長 そのとおりでございます。六実中学校等からはもう既に校長先生から、あそこは二重窓でございますので、窓があげられない、いわゆる防衛庁の関係で、ですから先生方がそういうふうな形で来るということになると業務、執務が果たして適切にできるかというのにはちょっとそういうのがありまして、早急に解決にしなければいけない点が出てくるかとは思いますが、

委員長 わかりました。そういう構造なんですね。

ほかはよろしゅうございますか。何かご質問。

(「なし」の声あり)

委員長 それではご質問もないようでございますので、採決をいたします。

この議案の44号につきましては、原案どおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、ご異議がないものと認めまして、決定させていただきます。

議案第45号

委員長 それでは、議案第45号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 議案第45号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」。

松戸市学区審議会条例第4条の規定により、別紙のとおり松戸市学区審議会委員に委嘱する。

提案理由でございますが、学校長の代表、PTAの代表及び住民の代表のうちから委嘱した委員に欠員が生じたためでございます。

次に、別紙の方を開いていただきますと、学校の代表ということで、校長会の会長さん、副会長さんが推薦されてきておりましたが、前任の校長さんが退職されましたので、後任の佐々木紘三先生、中部小学校の校長先生にお願いしたいということです。

それから、3号委員ということで、PTAの代表で連Pの方の会長さん、副会長さんになっていただいておりますが、かわりましたので、ご推薦いただいて、山川さんをお願いしております。

それから、地区長さん、地区の住民代表ということでお願いしておりましたが、矢切地区の地区長さんがおかわりになりましたので、宮下さんに期間が残っている部分につきましてお願いするとそういうことでございます。

以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

委員長 お聞きのとおりでございます。

その参考資料をごらんいただきますと、新任が3人おられまして、今、学務課長のご説明のとおりでございます。

何かご質問ございますか。

これは言うなれば一つの拠職上のポスト、お人が変わったということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、45号を採決いたします。

原案どおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認めまして、議案の第45号は原案どおり決定いたします。

議案第46号

委員長 その次の議案第46号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明ください。

保健体育課長 議案第46号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」。

松戸市学童災害共済条例第10条の規定により、別紙の者を松戸市学童災害共済審査会委員に委嘱する。平成14年5月15日提出。

提案理由でございますが、松戸市学校災害共済審査会委員の任期が平成14年5月31日をもって満了するためでございます。

次のページをごらんいたしたいんですけども、そこに委嘱者の名簿がございますけれども、6名の委員さんのうち新しく委嘱される方が3名おられます。2号委員、鈴木洋先生は八ヶ崎第二小学校の校長先生でございます。校長会からの推薦でございます。

3号委員、青少年団体から子供会育成会連絡協議会の会長の並木幸雄様、これは同じく会長さんがかわったためでございます。

4号委員、今井浩志様、これは保護者を代表されての委嘱でございます。PTA連絡協議会の副会長ということで、今回わかりましたので、委嘱するものでございます。

なお、1号委員の山口守利様が学識経験者でございます。再任でございます。

2号委員の谷山開道先生、市立古ヶ崎中学校の校長先生でございます。これは校長会からの推薦でございます。再任でございます。

5号委員の渡辺忠様、行政機関を代表され、松戸市児童家庭担当部長でございます。

なお、任期につきましては、平成14年6月1日から平成16年5月31日までの2年間でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりでございます。

何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 これもそれぞれ選ばれます母体の方がおかわりになったということですね。

それでは、議論もございませんでしょうから、46号につきまして採決いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは決定させていただきます。

議案第47号

委員長 それでは、議案の47号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

保健体育課長 議案第47号「松戸市教育功労者の表彰について」。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、別紙の者に感謝状を贈呈するものとする。

平成14年5月15日。

提案理由でございますが、学校医及び学校薬剤師として多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

次のページに推薦者の名簿がございますが、この14年3月をもって学校医、学校薬剤師をご退任された方々6名に感謝状を贈るものであります。長い先生で友木先生が37年、短い先生で渡邊先生が15年でございます。

なお、調書につきましては、別添のとおりでございます。

以上でございます。

委員長 学校医並びに学校薬剤師の方がお2人と、ご退職に伴っての感謝状贈呈ということでございます。

何かご質問ございますか。

学校医の先生方はまだご健在なわけですね。

檜山委員 健在ですけれども、皆さん高齢を理由に辞退を申し入れた方でございます。それから、一つ特色あるのはこの2番の田坂先生が広島へ転出というか、向こうでまた開業をなさるといふのです。退会です。あとの3人の先生は高齢と自分で申し入れと思います。学校医を辞退したいという状況です。

委員長 わかりました。

どうも本当に長年感謝申し上げたいと思います。

それでは47号原案どおりよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では決定させていただきます。

議案第48号

委員長 それでは、48号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

学務課長 議案第48号です。「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定に

ついて」。

松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を別紙のように定める。

提案理由でございますが、完全学校週5日制の実施に伴い、教員の研修にかかわる手続きを整備するため。

その次の方に書かれてありますが、第9条の（研修）の下に書いてあるように改めたい、そういうふうに考えております。

第9条 教員は、教育委員会又は校長の命ずるものを除き、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、課業期間（授業を行う期間をいう。以下同じ。）において研修を行おうとするときにあっては、当該研修を行う日の前日から起算して2日前の日までに、長期休業期間（課業期間以外の期間を言う。以下同じ。）において研修を行おうとするときにあっては当該長期休業期間の初日の前日から起算して6日前の日までに研修承認簿（第6号様式）に所要事項を記載して、校長の承認を受けなければならない。この後から具体的に入ってくることなんですが、なお、長期休業期間において行う研修については、研修計画書（第6号様式の2）を添えなければならない。

2 前項の承認を受けた教員は、課業期間において研修が行われたときにあっては当該研修の終了後5日以内に、長期休業期間において研修が行われたときにあっては当該長期休業期間の終了後5日以内に研修報告書（第6号様式の3）を校長に提出しなければならない。

第6号様式の次の2様式を加えるということで、次のところに今まで規則の中にうたわれておりませんでした研修計画書、それからその次に様式の3としまして、研修報告書それを新しく設けさせていただきました。

趣旨につきましては、先ほど市立高校の方からもありましたが、基本的には完全5日制になりまして、夏休みは先ほどの担当部長からも説明ありましたけれども、今までですと土曜日のまとめ取りしていたところがありますが、これからは長期休業中も正規の勤務時間になりますので、その勤務時間を有効に活用していただこうと、そういう中で教員の研修につきましてやはり奨励していかなければならないというのがこれ教特法の趣旨でございます。奨励をする中にあって計画書、報告書の提出によりその研修内容の把握、あるいは確認というものを確実にしていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

委員長 この文言についてもほとんど市立高校の規程と似ているようなんですね。措置についても同様であるということでもあります。

何かご質問ございますか。

飯沼委員　これは公立の幼稚園も同じですね。

学務課長　はい、そのように考えています。

委員長　ほかにご質問ございますか。

教育長　高校と基本的には同じなんですけれども、高校の規程の方がちょっと厳しいね。厳しいのはいいか悪いかと言っているのではないんですけれども、その辺のバランスは。

学務課長　高校の方は県立高校の方が標準的なものを出してある経過があるんですが、義務制につきましては、今まで報告書とか計画書というのは学務課かなり独自でやっているところがありました。これはやはり義務制につきましては、ある程度統一していかなければならないだろうということで、各学校からどういうものを使っているか、実際にやっているものをいただきまして、これは県の方でまとめまして、この松戸がどうだということではなくて、全県的に、このような形が多かったのではないかとそういうふうに見ております。ですから、高校と義務制とは若干違っているところはあるのはやむを得ないかなというふうには思っております。

委員長　研究というのは共同研究でもいいわけですか。個人だけではなくて、何人かでやりますというので……。

学務課長　結果的に共同になるということはあると思いますが、それに参加する方お一人お一人につきましては、勤務場所を離れる場合、自発的な研修でございます。それにつきましてはお一人お一人から出していただいて、報告につきましてもお一人お一人からいただくというふうになっております。

委員長　結果的にというのではなくて、共同研究というのはあり得ると思いますよね。それから、そう一夏でまとまるとは限らないかもしれないし、そこら辺は柔軟に扱った方がいいような気がするね。ただ余り長くやるといけないでしょうけれども、1年ぐらいのスパンでまとめるような研究であってもちっとも構わないような気がします。

教育長　計画書と報告書の乖離が著しい場合はどうするんですか。

学務課長　基本的に計画を出したときにそれを承認するわけですからやっていただく。事前にできなくなるというケースが実際にございますが、これにつきましては各学校服務規程の中に勤務の状況を変更する場合にはすぐ学校長または教頭に届けて変更していただくというそういう指導をしておりますので、結果的にそういうふうに出てきたときについては、なぜ変更しなかったかというようなところからその処置について検討していくようになっていくかとそういうふうだと思います。そのときは校長から報告いただいて、教育委員会が判断

していくとそういう考えです。

委員長 何か突発的な事件が起きたりして予定どおりできないということだってありますよね。余りがんじがらめにするとかえって形骸化しちゃう。やはり本当のきちっとした研究をさせるためにはある程度余裕があるというか、柔軟な対処をしていって。

それではほかよろしゅうございますか。規則としては結構なことです。

それでは、48号につきまして採決してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、原案どおりご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、48号決定させていただきます。

議案第49号

委員長 次に、議案第49号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」を議題といたします。

どうぞ。

スポーツ課長 平成14年の4月15日に前任者であります中島先生が長野県松本の方に赴任されるということで、辞退届がございましたので、欠員が生じたために選出母体でありますレクリエーション協会に選出をお願いし、今回任命をお願いするものであります。

なお、期間としては残任期間の5月15日から平成15年の5月31日であります。

委員長 お1人ですね。お1人だけ。前任者はレクリエーション協会……。この任期はどういうことになっているんですか。

スポーツ課長 2年です。

委員長 2年ごとね。

何かご質問ございますか。

これもいろいろな団体の代表者ですね。体協の会長さん、自治会、商工会議所、青年会議所等々……。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは議案の49号につきまして原案どおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、ご異議がないものと認めまして、議案の第49号は原案どおり決定させていただきます。

ご提案申し上げます議案14件終了いたしました。おかげさまでありがとうございます。
ほかに何か室長の方で考えていることありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 先生方この際ご提案とかそういうものごございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、報告はどうでしょう。

企画管理室長 報告ではありませんが、次回との関係でよろしいですか。

委員長 室長の方のお考えは何かありますか。

企画管理室長 6月の日程でございますが、6月の第二木曜日13日午後2時からこちらの会議室の方でお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 これはもう規則どおり第二木曜日になりますね。

それでは復唱いたします。

次回6月の定例会は、6月13日木曜日午後2時から当5階の会議室ということでございます。

企画管理室長 それから、ちょっと先の話になりますけれども、ご計画もあるでしょうかからお話しさせていただきたいんですが、7月ですけれども、第二木曜日ということになりますと7月の11日になるわけですけれども、市長選を控えまして議会の本会議をこの日が最終日になりますので、ちょっと変更させていただきたいと思っておりますので、またこれにつきましては後日協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

委員長 以上でございます。

今月は、先ほど申し上げましたようにいろいろ教育委員会の関連の定期総会などがございまして、ご承知のとおり昨日は東葛飾地方の教育委員会連絡協議会がございました。ご出席の先生方教育長はじめご苦労さまでございました。

あと明日、関東甲信越静岡の市町村教育委員会連合会の総会がひたちなか市でございます。ご出席できます向きはよろしくお願いいいたします。

それから、23日、千葉県市町村教育委員会連絡協議会の総会がございます。これは夷隅町で、たしか午後からということになります。この方も改めているいろいろご都合承りかつ、どういふふうにご一緒に行くか決めさせていただきたいと思います。

7月の教育委員会については11日はできないということですので、調整をとらせていただきたいと思います。

それから、あとは月曜は例の市民懇話会の第1小委員会、これもご出席いただいた先生方ありがとうございました。あとはきのうでしたか、第2小委員会があったんですね。これはちょうど東葛とぶつかりましたので、でも教育長おいでになったの。

教育長 いえ帰ってきたんですけども、そのときにちょうど終わってしまいました。効率よく議論されたようでして7時前に……。

委員長 少人数になればそれぞれ先生方も十分ご発言なさって……。

小委員会の予定は6月は5日でしたか、第2の小委員会。それから、7日が第1小委員会でしたか。

企画管理室長補佐 6月5日が第2です。6月7日が第1の開催です。ともに6時からということでここを会場にさせていただいています。

委員長 いろいろ苦心があると思いますけれども、どうぞひとつ。

それではよろしゅうございますか。

閉 会

委員長 それでは2時から長時間にわたりましたけれども、ご協力いただきましてありがとうございました。

本日はこれをもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時36分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員